

# 令和5年度 定期監査結果報告書の概要

令和6年2月  
備前市監査委員

## 1 監査の実施状況

### 1 監査の実施状況

令和5年度の監査対象として、12部局、27部署を選定し、令和5年9月29日から令和6年2月8日までの間、監査を実施した。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①備品管理の状況、②委託契約の状況、③私物電気製品の使用状況、④書籍・図録等の販売物の状況、⑤現金等の取扱状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要がないかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。なお、秘書課、行財政改革課、企画課については、書面質問のみを実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、10部署に対し、3件の指摘、2件の指導を行った（表1参照）。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項 対象部署数	個別事項 計（件）	個別事項のうち 指摘事項（件）	個別事項のうち 指導事項（件）
令和元年度	32	11	13	6	7
令和2年度	21	11	8	4	4
令和3年度	27	18	11	4	7
令和4年度	29	15	13	7	6
令和5年度	27	10	5	3	2

（注1）令和元年度までは、指導事項ではなく、意見（要望）事項としていた。

（注2）1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

## 2 監査の結果の概要

### 【指摘事項 3 件】

#### (1) 法令等に違反していると認められるもの

- ア 地方公営企業法施行令に規定する管理規程を制定していないことは、法令等に違反しているもの（上下水道課（水道事業会計） 5 ページ参照）
- イ 音楽の利用許諾契約について、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは、法令等に違反しているもの（広聴広報課 6 ページ参照）
- ウ 随意契約を締結するにあたり見積書を徴していないことは、規則に違反しているもの（環境課 7 ページ参照）

### 【指導事項 2 件】

#### (1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

- ア 委託契約を締結する際の仕様書等の内容が不明確なため、検査結果を公正に判定できないと認められるもの（社会福祉課、観光振興課、日生総合支所管理課、教育総務課 8・9 ページ参照）
- イ 職務遂行等の目的で職員等が購入し使用等している電気製品について、使用等に関するルールの策定を検討する必要があるもの（契約管財課、日生総合支所管理課、地域教育課、図書館活動課 10 ページ参照）

### 【勧告 該当なし】

### 3 監査委員の意見

市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのために、市は、監査委員に指摘される前に、前例にとられることなく、組織全体のリスクを把握する体制を整えるとともに、例規等や事務を見直し、事務の執行にあたっては、効率的で、公正性や透明性を確保できるものとするよう改善することが重要である。

については、監査委員は、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

(1) 市の事務について、法令等の根拠を確認することなく前例踏襲により事務を執行しているものが見受けられた。法令等は改正によりその内容等が変わり得るものであるため、事務の執行にあたっては、前例踏襲によることなく、都度、法令等の根拠を再確認することが必要である。

特に水道事業、下水道事業、病院事業については、地方自治法を基本とし、地方公営企業法がその特例を定め、さらに市において各事業により必要な規程を定めているなど法体系が複雑になっていることから、注意が必要である。

(2) 市は、契約事務の執行にあたり、契約の相手方から提示された契約書案等を基に契約書を作成することがあるが、その際にも、契約条項を確認し、必要な修正等を行った上で契約を締結する必要がある。

(3) 事務の省力化は必要なことであるが、市の事務は、各種法令等の規定に基づいて執行しなければならない。事務を省力化するために事務を省略等しようとする場合は、法令等の根拠を確認しながら検討することが必要である。

(4) 市は、契約事務の執行にあたり、契約相手方に市が意図する内容を十分示した上で契約を締結しなければ、市と契約相手方の認識に齟齬が生じ、契約目的が達成できない又は不十分となる可能性がある。このため、見積書を徴する際には、市の意図する内容をできるだけ詳細に、後日参照が可能な書面等により提示しておくことが必要である。

(5) 持ち込まれた経緯等が不明なものや、職員が所有している私物電気製品が、庁舎内等でなんらかの事故を起こした場合の責任負担が明確になっていない。市は、リスクを踏まえて、私物電気製品の庁舎等での使用等に際してのルールを策定することを検討する必要がある。なお、スマートフォン、タブレット及びパソコンについては、機器の性能向上が著しい現在においては、今までに想定していないセキュリティリスクとなる可能性があるため、併せてルールを策定することを検討する必要がある。